

令和 3 年度

定期監査(前期)報告書

長野市監査委員

3 監査第75号
令和3年8月31日

長野市長
加藤久雄様

長野市監査委員	西島勉
同	榊原剛
同	布目裕喜雄
同	松田光平

定期監査（前期）の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する、令和3年度定期監査（前期）の結果に関する報告を同条第9項及び第10項の規定により提出します。

第1 監査の範囲

令和2年度及び3年度における財務に関する事務及びその他の事務

第2 監査の対象及び審査期間

監査の対象及び審査期間は、次表のとおりである。

監 査 の 対 象	審 査 期 間
地域・市民生活部 川中島支所 浅川支所 大豆島支所 若槻支所 長沼支所 安茂里支所 小田切支所 豊野支所 戸隠支所 柵連絡所 教育委員会 古牧公民館 浅川公民館 大豆島公民館 豊野公民館 戸隠公民館 鬼無里公民館	令和3年4月13日から 8月23日まで

第3 監査の方法

- 1 監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、あらかじめ抽出した関連資料に基づき書類監査を実施した。
また、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止のため、実地監査項目についても書類監査とした。
- 2 重点項目として、過去に定期監査等で指摘した事項のうち、指摘件数、市民等への影響度及び行政に求められる信頼性などを考慮し、次の4項目を設定した。
 - (1) 現金の取扱いについて
 - (2) 収入事務について
 - (3) 契約事務について
 - (4) 補助金等の交付事務について

第4 監査の結果

財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

1 現金の取扱いについて【重点項目】

収入金の払込みを適正に行うべきもの

コピー使用料について、金融機関への払込みが遅滞していた。コピー使用料は会計事務の手引において1か月ごとに調定することが認められているが、調定後は市財務規則に基づき速やかに指定金融機関等へ払い込まなければならない。

規則に基づき、適正な収納事務を行われたい。

【若槻支所】

2 収入事務について【重点項目】

(1) 徴収事務を適正に行うべきもの

公民館使用料について、納期限を記載せずに納入通知書を発行していた事例があった。地方自治法施行令及び市財務規則に基づき、適正な徴収事務を行われたい。

【浅川公民館】

(2) 調定事務を適正に行うべきもの

ア 公民館使用料について、歳入調定処理を失念し、手続が遅滞していた事例があった。地方自治法施行令及び市財務規則に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【浅川公民館】

イ 駐車場行政財産目的外使用料（職員通勤用駐車場使用料）について、行政財産使用許可調書で財産管理者が徴収方法を四半期払いとし、第一期分の納入期限を6月末と決定していたにもかかわらず、納入期限を過ぎて歳入調定の手続を行っていた。

市市有財産条例及び市財務規則に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【豊野公民館】

3 契約事務について【重点項目】

契約締結を適正に行うべきもの

ア 側溝等清掃土砂処理業務委託について、仕様書で「土砂集積場所の土砂を収集したことが分かる写真」の提出を求めているが、事業者から提出された写真のうち、収集前又は収集前後の写真がなく、当該場所の土砂を処理したことの確認ができない事例があった。また、委託料の積算根拠としているトラックへの土砂積載量の確認が困難な事例があった。

契約書に基づき、適切な写真の提出を指導するとともに、確認検査を厳格に行われたい。

【川中島支所】

イ 行政財産の貸付けに係る土地・家屋賃借料について、市有財産賃貸借契約書において、賃借料の算出根拠となる貸付面積が誤っていたため、適正な賃借料が算出されず、誤った金額の賃借料を徴収していた。

適正な契約事務を行われたい。

【豊野支所】

4 補助金等の交付事務について【重点項目】

規則等に基づき適正な補助金等交付事務を行うべきもの

ア 支所発地域力向上支援金について、交付申請前に発生した費用を交付対象とし補助金を交付していた。

要綱に基づき、適正な補助金交付事務を行われたい。

また、年度当初からの事業着手を希望する団体がある実情を踏まえ、早期に交付申請ができるよう、募集方法や選考する時期について見直しを検討されたい。

なお、本件は令和元年度定期監査（前期）報告書においても指摘事項としている。

【若槻支所】

イ 支所発地域力向上支援金について、要綱で対象経費を「交付対象事業に要する経費」と定めており、当該補助事業以外に使うことは認めていないが、交付確定時に当該年度の余剰金を「次年度繰越金」と認め補助金額を確定していた。余剰金は当該年度中に精算すべきであり次年度に繰り越すべきではない。

市補助金等交付規則等に基づき、提出書類の確認検査を徹底し、適正な補助金交付事務を行われたい。

【小田切支所】

第5 意見

財務事務に関する研修等の実施について

改善を要する事例については、事務担当者による財務規則等の確認不足や不注意によるものがその発生要因で、重大な影響を及ぼすものはなかったが、現金の取扱いなどの小さなミスが大きな事故につながっていくことから、全庁的な研修の実施、職場におけるチェック体制など、改めて事務執行体制の点検を行われたい。